平成２４年（フ）第４３１号
大分市錦町２丁目12番７号　サトウビル401
債務者　岡田加代子
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１０２４号
東京都八王子市小比企町2877番地コーポ弥生101号
債務者　青木　勝彦
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１９９号
釧路市緑ケ岡３丁目１番213号
債務者　横田美知子
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２０１１号
神奈川県大和市下鶴間1592番地10　サニーハウス105号
債務者　吉川　大地
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０３２号
横浜市中区曙町４丁目60番地１　フェアネスＫ横浜405号室
債務者　原田　和徳
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１３７号
神奈川県大和市林間１丁目３番25―303号
債務者　増子建二郎
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１４２号
横浜市旭区左近山1186番地11　左近山団地６街区14棟505号
債務者　酒井　玲実
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１４３号
横浜市泉区和泉町3648番地１　アーバンコート101号
債務者　梅田　勝政
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１４４号
横浜市泉区和泉町3648番地１　アーバンコート101号
債務者　梅田チイ子
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１６５号
横浜市栄区桂台南１丁目15番６号
債務者　吉田　友一
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１８７号
兵庫県西宮市津門住江町６番19号　磯野方
破産者　武島　弘志
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１５４号
金沢市石引４丁目６番17号
破産者　清興産業株式会社
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５７１号
岡山市中区中納言町３番21号
破産者　佐藤　克則
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７０３号
広島市安佐南区緑井３丁目17番16号
破産者　株式会社福山ミシン針製作所
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５５２号
東京都西多摩郡瑞穂町大字高根208番地14
破産者　菅原　和文
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４７０号
東京都国分寺市内藤２丁目33番地17
破産者　株式会社ダックス
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４７１号
東京都調布市国領町８丁目２番地９ライフタウン国領２―1406、開始決定時の住所東京都国分寺市内藤２丁目33番地17
破産者　上杉　弘行
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部